

## 「村田町議会基本条例（案）」及び「議員定数・議員報酬（案）」 に関する意見公募の結果について

村田町議会では、平成27年12月9日に「議会改革調査特別委員会」を設置し、議会基本条例の制定及び議員定数・議員報酬について協議をしてきました。

この「村田町議会基本条例（案）」及び「議員定数・議員報酬（案）」について、多くの意見を反映させるため、町民の皆さまからのご意見を募集しました。

### 1. パブリックコメント対象案件

---

「村田町議会基本条例（案）」及び「議員定数・議員報酬（案）」

### 2. 意見募集の期間

---

平成30年2月1日（木）～平成30年2月14日（水）

### 3. 公表資料

---

- ・村田町議会基本条例（案）
- ・議員定数・議員報酬（案）

### 4. 公表の方法

---

- ・町ホームページ
- ・公表資料閲覧指定場所（村田町役場本庁舎3階 議会事務局）

### 5. 意見等を提出できる方

---

- ・町内に住所がある方
- ・町内の事務所または事業所に勤務する方

### 6. 意見等の提出方法

---

意見書の提出（郵送、FAX、電子メール、直接持参にて受付）

### 7. 提出された意見

---

1件（町内在住者（持参）1件）

### 8. 意見の内容及び町の考え

---

別紙に記載

【「村田町議会基本条例（案）」及び「議員定数・議員報酬（案）」に関する意見等】  
 に対するご意見と議会改革調査特別委員会の考え

平成30年2月1日から2月14日まで公募を行った【「村田町議会基本条例（案）」及び「議員定数・議員報酬（案）」】に関する意見等について、提出されたご意見に対する議会改革調査特別委員会の考えは次のとおりです。

提出されたご意見については、今回策定する「村田町議会基本条例」及び今後改正予定の「議員定数・議員報酬」等の検討の際に参考とさせていただきます。

No.	ご意見の内容	議会改革調査特別委員会の考え
1	<p><u>村田町議会基本条例（案）「前文」について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前文の原案では、「議会の使命達成」と「町民の福祉向上」が同じスタンスで述べられています。</li> <li>しかし、本条文では、議会の使命を達成したうえで、何を指すのかを表現すべきと考えます。</li> <li>また、案では目指すべきものとして「町民の福祉向上」のみを掲げていますが、議会の使命としては、それだけに止まらず、例えば「地域経済産業の発展」なども重要な命題と考えます。</li> <li>なお、この考え方は、第1条（目的）、第5条（議員の活動原則）3項に掲げている「福祉の向上」についても共通するものです。</li> <li>ついては、以下に原案に対する見直し案を示します。</li> <li>[現行（案）] （前文） よって議会は、公平性、透明性及び信頼性の確保を旨とし、町民の信頼と負託に応え、議会の使命達成と町民の福祉向上のため、本条例を制定する。</li> <li>[見直し（案）] （前文） よって議会は、公平性、透明性及び信頼性の確保を旨とし、町民の信頼と負託に応えることにより、議会の使命を達成し、もって町民の福祉向上と地域経済産業の振興発展を図るため、本条例を制定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見としてお伺いさせていただきます。</li> <li>なお、議会改革調査特別委員会については、現在も設置し協議を行っておりますので参考とさせていただきます。</li> </ul>

※ご意見の内容は、一部要約した内容を記載しています。